

ご家族各位

介護老人保健施設ベレール向島
施設長 長谷川 康雄

①物価・米代高騰に対する食費代の変更

②新規加算 算定開始のお知らせ

平素より当施設のご利用を頂きましてありがとうございます。

令和7年4月より新たな加算として

【自立支援促進加算】【リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ】

ご案内をしたばかりのなか大変恐縮ではございますが、令和7年5月以降も物価高騰に対する食費代の変更や、当施設が厚生労働省の定める基準を満たしたことで新たな追加加算の算定を開始させて頂くことになりました。下記内容をご確認の上、同封の承諾書にご署名・ご提出をお願い申し上げます。

①物価高騰に対する食費代の変更

・令和7年4月30日までの食費代→1日 2,120円

・令和7年5月1日からの食費代→1日 2,190円

※30日あたりで2,100円 負担額の増加となります※

※市町村より介護保険負担限度額認定証が適用されている方は、従来通りに各段階に応じた減額適用額を確認下さい。

②在宅復帰・在宅支援療養支援機能加算Ⅰの算定開始

・令和7年5月1日より算定開始→1日 56円

※30日あたりで1,668円の負担額増額となります。(介護保険負担割合証1割の方の場合)

【算定の条件】

老健としての役割である自宅退所への支援に関わる機能が高く、且つ実際に自宅へ退所し安全に過ごされている利用者様の人数、胃ろうや痰の吸引が必要な方や要介護4・5の利用者様の人数、新規入所・他施設への退所などのベット回転率等、厚生労働省が定める10項目の条件・基準点を直近3か月から6ヶ月間満たしていることを認められた老健が算定できる加算になります。

4月1日から算定開始した【自立支援促進加算】と【リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ】の計363円/月と上記①②の合計で、30日あたり4,131円の増額となります。

※介護保険負担割合証1割の場合※